

令和6年度入学生 入学説明会

期日 令和6年2月2日(金)
時間 14時30分～16時10分
会場 村上第一中学校 会議室
司会 教頭 田島 隆之

- 1 学校長あいさつ (校長 鈴木 健史)
- 2 学校の概要・教育課程について (教務主任 大矢 正貴)
- 3 学習・部活動について (学習主任 鈴木 唯子)
- 4 学校生活について (生徒指導主事 石井智香)
- 5 学校預り金について (事務長 菅原 香子)
- 6 入学までの準備について (教務主任 大矢 正貴)
- 7 質疑
- 8 講演「SNS及びインターネットの危険性と適切な利用について」15:15～16:00
新潟県警察本部生活安全部少年課 伊藤 様
- 9 諸連絡

学校長あいさつ

令和5年2月2日(金)



思い出してください。初めて子どもが自分の力で立ち上がった瞬間を
親や家族に見守られて、褒められて、自信満々な顔で自立している姿を

もし、その時に親が手を貸してしまったならば…

第一次成長期（4歳までに約2倍以上になる）

第二次成長期（1年で10cm以上背が伸びる）

※第二次性徴期（思春期：ホルモンで心も体も）

先回りして、困難を回避してあげたとしたら…

手は出さず、親の生き方で見本を見せて、見守る！

（これはダメという時は、しっかりと理解させることも大事）

学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験



学ぶこと、生きること、働くことなどの価値や課題を見いだす

その過程で、自らの生き方や人生の目標が徐々に明確になる



主体的な選択・決定を促す **自己指導能力**

生徒指導提要より

すべての生徒にとって

安心、安全な学校(学級)づくりを目指して

- 多様性に配慮し、子供の権利を尊重する
- 固定されない、対等で自由な人間関係づくり
- 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- 「困った、助けて」と言える適切な援助希求を促す

○一斉一律の指導でなく、個に応じた支援(個々の学力や発達実態に応じた)を粘り強く行う。

○クラス替えを毎年実施。行事や清掃等、異学年交流(ピア・サポート)も推進する。

○授業、生徒会活動や学級活動、学校行事、総踊り活動等、一人一人の活躍の場をつくる。

○誰にでも相談できる体制。学年担任制、SC、養護教諭、通級担当、適応指導学級担当。

保護者アンケート結果(R5.12)

一中は魅力があり、信頼できる学校である。 肯定的評価 91.8%

子どもたちは、学校生活を通じて成長している。 93.0%

生徒アンケート結果(R5.12)

各教科の授業が分かる。 90.6%

各教科の勉強が好きである。77.8%

学校の先生は、あなたの良いところを認めている。 86.8%

学級や学校は安心して生活できる場所になっている。 85.8%

全体としては、落ち着いた雰囲気の中で、子どもたちは生き生きと生活できている。

しかし、人間関係等のトラブルやいじめが全くないわけではない。不適応行動を示している生徒もいる。

一つ一つ、小さなことでも挑戦し、経験を積み重ねて、自信をつけたり、逆に、うまくいかないこととの折り合いをつけていくことが大切。その過程に学校はしっかりと寄り添っていく。

「大丈夫だ。」「うまくいった。」「なんとかなるんだ。」「たいしたことないんだ。」「まあ、しかたがないか。」

※教職員は、お子さんの気持ちに寄り添い、悩みや心配事に親身に対応しているか 肯定的評価 81.6%

毎日、お子さんが、元気よく登校できるように
するために、保護者の皆様をお願いしたいこと

○子供の話を、①最後まで②否定しないで、聴く。
それを聞いた後で、親も、遠慮しないで言いたい
ことを言う。

○大人が子どもの代わりに、解決しようとするの
でなく、子供のありのままの気持ちを受け止める。
「解決策」より「感情」に目を向ける。

○基本的な生活習慣の管理

8時間以上の睡眠(23:00には布団の中へ)

朝食を必ず毎日食べる

スマホ、タブレットの使用制限(最初が肝心)

※ペアレンタルコントロール

○一中学生のスマホの所持率(R5.12)

1年生69.4% 2年生72.5% 3年生75.7%

○寝るときに部屋に持ち込まない

1年生51.6% 2年生54.9% 3年生43.4%

○時間制限のルールがある

1年生50.0% 2年生33.3% 3年生34.2%

○スクリーンタイムが平日2時間以上

1年生59.7% 2年生51.0% 3年生61.9%

○スマホは、何も考えずに本能のまま使うと、人を夢中にさせるように作られている。一度依存してしまうと、大人でも制御は難しい、ましてや、子供はなおさら。

※R5年10月、デメトロビッチ博士を中心とするハンガリーの研究チームによって作成されたDSM-5のインターネットゲーム障害のスクリーニングテストを全校で実施した結果**13人の生徒が「インターネット・ゲーム障害(依存症)」かもしれないとの結果**が出た。

○だからこそ、その危険性をしっかりと分かった上で、注意深く、気を付けながら使わなくてははいけない。

大切なお子様の健やかな成長に向けて、全職員
で精一杯支援します。

ご心配なことがあれば、何でもご相談下さい。

部活動の地域移行について

令和6年2月2日

15

配布された資料について

- 1 村上市教育委員会作成の生徒・保護者会資料
- 2 新潟県教育委員会作成の生徒へのちらし
- 3 新潟県教育委員会作成の保護者へのちらし
- 4 村上市立中学校の部活動地域移行推進計画【概要】
- 5 新潟県中学校体育連盟作成の生徒へのチラシ

配布された資料について

- 1 村上市教育委員会作成の生徒・保護者会資料
- 2 新潟県教育委員会作成の生徒へのちらし
- 3 新潟県教育委員会作成の保護者へのちらし
- 4 村上市立中学校の部活動地域移行推進計画【概要】
- 5 新潟県中学校体育連盟作成の生徒へのチラシ

何のために地域移行するのか？

○少子化に伴い、学校によって部活動の選択が限られているため、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保する

○教員の働き方改革

部活動はどうなるのか？

地域にどのような形で移行するか？

費用や活動場所への送迎は？

大会への参加は？

指導者はどうなる？

配布された資料について

- 1 村上市教育委員会作成の生徒・保護者会資料
- 2 新潟県教育委員会作成の生徒へのちらし
- 3 新潟県教育委員会作成の保護者へのちらし
- 4 村上市立中学校の部活動地域移行推進計画【概要】
- 5 新潟県中学校体育連盟作成の生徒へのチラシ

部活動 から 「地域クラブ活動」へ

- 1 令和9年頃には、部活動をなくす
- 2 令和8年度までには、休日の活動は「地域クラブ活動」に完全移行
- 3 平日の活動も令和8年度までに、移行を目指す
- 4 保護者会活動はなくす

「地域クラブ活動」とは

教育委員会の設定した条件を満たし、運営主体となる、NPO法人(ウェルネスむらかみ等)に登録した団体による活動

「地域クラブ活動」の指導者は

総括運営主体である **きらら** に申請
して審査を受け登録された者

ガイドラインの遵守、スポーツ指導者
資格、希望する教員(兼職兼業)

移行後の費用や活動場所への送迎

- ・スポーツ安全保険への加入
- ・活動費は、**受益者負担**
- ・平日の交通手段は、必要に応じて、バスが手配される。
- ・休日の交通手段は、保護者送迎が原則

地域移行後の全体像(イメージ)

一中は、村上東中学校と一緒に、ウェルネスのもと活動を行う。

山北、朝日、村上地区で一つ(南北)

剣道、ソフトテニス、バドミントン

全市で一つ

柔道、陸上

令和5年度から7年度の移行期

「地域クラブ活動」(要会費)と「部活動」
をいいとこ取りした「融合型部活動」

吹奏楽部については、各校のPTAが地域クラブ活動(文化クラブ(仮称))を立ち上げ、平日は、「監視員」が監督し、休日は、拠点での活動を目指す。

配布された資料について

- 1 村上市教育委員会作成の生徒・保護者会資料
- 2 新潟県教育委員会作成の生徒へのちらし
- 3 新潟県教育委員会作成の保護者へのちらし
- 4 村上市立中学校の部活動地域移行推進計画【概要】
- 5 新潟県中学校体育連盟作成の生徒へのチラシ

中体連主催大会への参加について

新潟県中体連の示す基準を満たし、認定された団体については、地域スポーツ団体としての出場ができる。

学校の部活動としてか、地域スポーツ団体としてか、どちらかを**選択**することに

村上第一中学校の地域移行等の現状(予定)

○地域移行された団体等で活動中・活動予定

<融合型>

・ソフトテニス→エムハイ村上

・バスケ男子→レッドホークス

<社会体育>

・剣道→一好会 ・野球→野球塾、 ・柔道→村上柔道教室

○R5からに休日に合同練習を行い、指導者が見つければ、融合型等に移行

・卓球(できるだけ早く) ・女子バスケ(東中と合同)

・バレー(月1回) ・サッカー(冬期間)・陸上(月1回)

・バドミントン(できるだけ早く)

R6年度以降 一中の部活動

○通年で、17:10までの活動（検討中）

※R5年度は、夏場は17:30、冬場は17:00まで

○準備が整った「地域クラブ活動」については、部活動を廃部（完全移行）にする。

○R8年4月（新入生が中3）には、運動部は全て廃部（完全移行）にする。

文化部は16:40までとし、PTAで監視員

R5年度 村上第一中学校入学説明会

学習について

(1) 定期テスト・単元テスト・ベース学習

R5年度

5月単元テスト① 9月単元テスト③ 1月単元テスト⑤
6月Ⅰ期テスト 10月Ⅱ期テスト 2月Ⅲ期テスト
7月単元テスト② 11月単元テスト④ 3月単元テスト⑥

『ベース学習』 授業の予習・復習・解き直し

授業 → ベース学習 → 単元テスト → 定期テスト

(2) 定期テスト前補充学習・自学教室

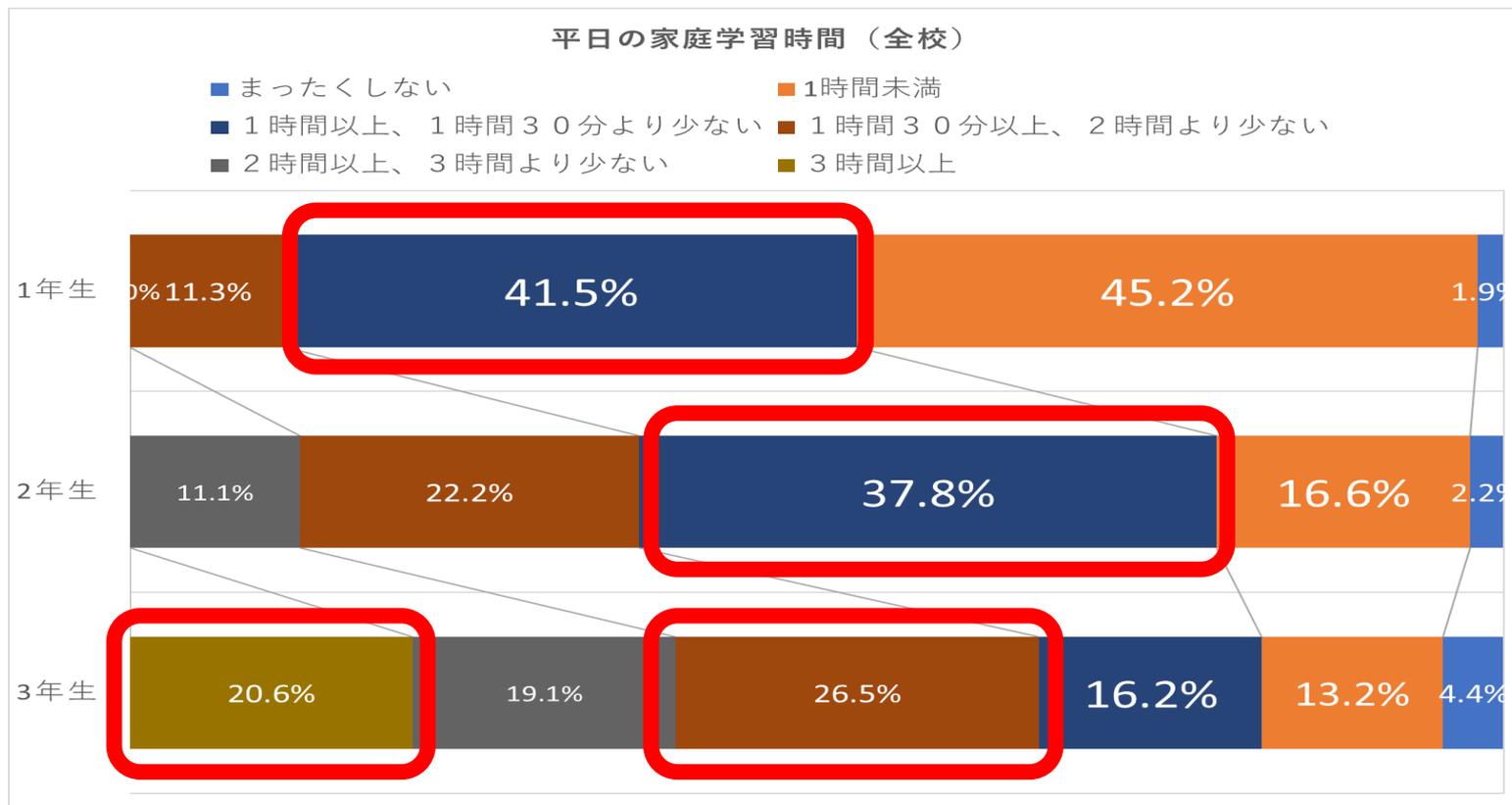
R5年度

- ・定期テスト前の3日間、5教科で補充学習
- ・定期テスト前に自主学習ができるよう、学年ごとに教室を開放しています。

(3) 家庭学習の目安時間

1年生	通年：60分～90分
2年生	4～10月：60分～90分 11～3月：90～120分
3年生	4～7月：90分～120分 夏休み：240分 9月～卒業：120分～180分

R5年度 家庭学習時間（1月）



(4) 手帳を活用したプランニングタイムの設定

R5年度

- ・計画を立てて生活できるように、**手帳**を活用しています。
- ・終学活の10分間を「**ベースタイム**」とし、手帳を記入するプランニングタイムを設定しています。
- ・「**ベースタイム**」では、毎日の生活の記録、学習計画と実行した時間、連絡事項等を記入します。

今週のやること

1	<input type="checkbox"/>
2	<input type="checkbox"/>
3	<input type="checkbox"/>
4	<input type="checkbox"/>
5	<input type="checkbox"/>

まであと 日

★ほめ！ポイント

テスト勉強頑張った。

★さらに！ポイント

付やっやる。

★来週にむけて

テスト頑張る。

メモ

自分の点数 / 100点

家庭学習時間	目標	時間	結果	時間

今週の時間集計 (1マス=15分・30分・1時間)



◆今週の川柳◆
後輩に 教える私 懐かしい

5/29 MON	30 TUE	31 WED	6/1 THU	2 FRI	3 SAT	6/4 SUN
やること	やること	やること	やること	やること	やること	やること
1	<input type="checkbox"/>					
2	国 7-7	<input type="checkbox"/>				
3	英 7-7	<input type="checkbox"/>	英 復習	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	理 7-7	国 7-7	理 復習	社 復習	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	数 7-7	社 7-7	数 7-7	国 7-7	国 7-7	<input type="checkbox"/>
6	起床6:00	起床6:30	起床8:00	起床6:00	起床6:00	<input type="checkbox"/>
7	<input type="checkbox"/>					
8	<input type="checkbox"/>					
9	理科	社会	理科	数学	国語	<input type="checkbox"/>
10	数学	美術	社会	英語	社会	<input type="checkbox"/>
11	理科	体育	音楽	理科	学活	<input type="checkbox"/>
12	社会	数学	数学	英語	社会	<input type="checkbox"/>
13	国語	英語	英語	社会	国語	<input type="checkbox"/>
14	体育	英語	体育	国語	国語	<input type="checkbox"/>
15	<input type="checkbox"/>					
16	<input type="checkbox"/>	勉強 ↑↓	勉強 ↑↓	勉強 ↑↓	勉強 ↑↓	<input type="checkbox"/>
17	勉強 ↑↓	<input type="checkbox"/>				
18	<input type="checkbox"/>	夜練	勉強 ↑↓	夜練	夜練	<input type="checkbox"/>
19	<input type="checkbox"/>					
20	<input type="checkbox"/>					
21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	休大	休大	<input type="checkbox"/>
22	休大	休大	休大	休大	休大	<input type="checkbox"/>
23	<input type="checkbox"/>	休大	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	<input type="checkbox"/>					
22:00	23:00	22:00	22:00	22:30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
120分	60分	120分	120分	30分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2時間	1時間半	2時間	2時間	1時間半	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間	目標 時間 結果 時間
😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊	😊 😊 😊 😊

(5) 検定(漢字・数学・英語)への挑戦

- ・年に1回は、いずれかの検定に挑戦するよう声かけをお願いします。
- ・特に、**英語検定**は中学校卒業までに**3級**を取得することを目標としています。

(6) 適正な睡眠時間と心の安定

- ・午後11時までには、寢床につくよう、声かけをお願いします。
- ・お子さんの話を、顔を見て聴いてくださるようお願いします。
- ・就寝時刻、起床時刻、学習開始時刻の3つの時間を固定しましょう。

学校生活について

通学について

①自転車通学（許可範囲 原則1.5km以上）

- ・学校指定のステッカー、ヘルメット着用（市教委より支給）
- ・冬季は禁止

②スクールバス通学

【通年】の地域と【11月中旬から3学期】の地域

③その他（自家用車の送迎）

- ・校地内での乗降 ※生徒玄関前のロータリーは時計周り

学校との連絡について

①学校からの連絡（緊急時、部活、学年等）

「tetoru」を使用

➡4月オリエンテーションにてID配布、迅速な登録を

②欠席、遅刻、早退等の連絡

保護者から、8:00までに「tetoru」に入力か電話連絡

③平日18:00以降は市教委へ

身だしなみについて

①指定の制服

- ・スカート or スラックス
- ・リボン or ネクタイ



通年

- ①指定の制服
- ②【名札】 校内では左胸。
- ③【ベルト】 黒or茶系統で華美でないもの。
- ④【スカート丈】 ひざが隠れる程度の長さ。
- ⑤【肌着】首周りから出ない。
単色で無彩色（白・黒・灰色）や淡色（ベージュ等）

冬服

- ①【上衣】白無地のワイシャツ・ブラウス・開襟シャツ
+ ジャケット + ネクタイ・リボン
- ②【ベスト・セーター・カーディガン】（色は肌着同様）
※学校指定のものに限り、ジャケットなしでもよい
- ③【靴下・タイツ・ストッキング】 黒、灰色、ベージュ等

夏服

- ①【上衣】白無地のワイシャツ・ブラウス・開襟シャツ
+ ネクタイ・リボン
- ②【シャツ・ブラウス】裾をズボンやスカートに入れる
- ③【靴下】（色は肌着同様）

体操着

- ①指定の長袖、長ズボン、半そで、半ズボン
- ②学校指定で本人の名前が入ったもの
※早めの修繕、氏名（刺繍）の修正

頭髪

- ①清潔感があり、学習や運動の妨げにならない髪型
- ②パーマや脱色、染色は禁止
- ③髪が長い場合は、束ねるなどの対応
- ④化粧や整髪剤等の使用禁止

かばん、靴、持ち物

- ①【通学かばん】指定なし
- ②【うち履き・運動靴】学校指定
- ③学習に必要なのないものは不要物とし、持ち込み禁止
※携帯電話についても原則禁止

校内での体調不良、ケガ

①保健室での休養は1時間程度

→回復しない場合、保護者に連絡

②首から上のけが・骨折等（緊急時）

→医療機関→保護者(保険証持参)と合流

③学校管理下の事故での受診(ケンカ除く)

→日本スポーツ振興センター4割給付

いじめの対応について

1. 未然防止 道徳等の授業

ほっとコミュニケーション集会（毎年）
スクールカウンセラー来校

2. 早期発見 生徒へのアンケート（毎月1回） いじめアンケート 生徒・保護者（年2回） 教育相談（学期に1回）

3. 対応 いじめ対策組織（管理職含む）協議・対応 全職員体制で子どもたちを見守り・対応



入学説明会 資料

村上市立村上第一中学校

1 学校の概要

(1) 学校の沿革

昭和45年4月1日に村上中学校と瀬波中学校が統合し設立されました。平成5年4月1日に上海府中学校と統合、平成9年3月31日に村上東中学校と分離し現在に至ります。令和元年度に創立50周年を迎えた、歴史と伝統のある学校です。

(2) 所在地等

住 所 958-0867 村上市大欠1番70号
電 話 0254-53-4155 FAX 0254-53-7366
E-mail school@muraichi-j.murakami.ed.jp
H P http://muraichi-j.murakami.ed.jp/

(3) 教育目標等

① 教育目標

自主 自律 豊かな心

② 重点目標

- 向上心をもって、挑み続ける生徒 「まず、始める」
- 自分で考え、行動する生徒 「決めて、やり抜く」
- 自他を尊重し、協力し合う生徒 「優しい大人になる」

(4) 学級数及び生徒数（令和6年度の予定）

① 学級数

1年	2年	3年	特別支援	通級指導※	合計
2	3	2	2	1	10

② 生徒数（令和6年度予定）

1年	2年	3年	合計
77	80	58	215

※平成30年度から本校内に、村上市立中学校及び関川村立中学校の通常学級に在籍する生徒を対象とした通級指導教室が開設されています。

(5) 過去の進路選択の状況

		学校	学科	R2	R3	R4			学校	学科	R2	R3	R4
県立	全日制	村上	普通	23	17	22	私立	全日制	北越	普通			
県立	全日制	村上桜ヶ丘	総合	24	30	13	私立	全日制	敬和学園	普通	4	2	2
県立	全日制	中条	普通	6	6	6	私立	全日制	新発田中央	普通	5	1	2
県立	定時制	荒川	普通(午前部)	6	6	5	私立	全日制	開志国際	普通	4	1	5
県立	全日制	新発田	普通	4	6	8	私立	全日制	東京学館	普通		1	
県立	全日制	新発田南	普通		1	6	私立	全日制	新潟明訓	普通			2
県立	全日制	新発田南	工業	3	2	2	私立	全日制	帝京長岡	普通		1	
県立	全日制	新発田農業	農業	1			私立	単位制・通信制	開志学園	普通		1	1
県立	全日制	西新発田	普通(午前部)			3	私立	通信制	その他		2	8	2
県立	全日制	豊栄	普通		1		県内外		その他		4	1	
県立	全日制	新潟	普通	1			合計				87	85	80
県立	全日制	新潟工業	土木科			1							

2 教育課程（令和6年度の予定） ※現在検討中であり、今後変更の可能性あります。

月日	曜日	月日	曜日	行事	月日	曜日	月日	曜日	行事		
4/9	火			入学式	8/26	月			2学期始業日		
4/10	水			発育測定	9/4	水			瀬波大祭(体験活動等休業日)		
4/11	木			生徒会入会式	9/6	金			単元テストI		
4/12	金			1年生知能検査	9/28	土			双翼祭(体育祭)【振替休日9/30】		
4/17	水			NRT標準学力検査	10/2	水			下越地区駅伝大会		
4/23	火	~	4/25	木	3年生修学旅行(関東方面)	10/26	土		麗華祭(文化祭)【振替休日9/28】		
5/2	木			授業参観、PTA総会	11/7	木	・	11/8	金	Ⅱ期テスト	
5/10	金			一中WALK(完歩行事)	11/22	水			ほっとコミュニケーション集会		
5/29	水	・	5/30	木	I期テスト	12/9	月	~	12/12	木	2学期末保護者面談
6/7	金			下越地区総合体育大会1日目	12/24	火			2学期終業日		
6/12	水	~	6/13	木	下越地区陸上競技大会	1/6	月			3学期始業日	
6/21	金	~	6/23	日	下越地区総合体育大会2・3日目	1/17	金			単元テストII	
7/5	金	~	7/6	土	通信陸上大会	2/6	木	・	2/7	金	Ⅲ期テスト
7/13	土	~	7/14	日	県総合体育大会	3/4	火			第55回卒業証書授与式	
7/16	土	~	7/19	金	1学期末保護者面談	3/5	水	~	3/6	木	公立高校一般選抜検査
7/20	土	~	7/21	日	県総合陸上大会、下越吹奏楽コンクール	3/13	木			公立高校合格発表	
7/24	水			1学期終業日	3/24	月			3学期終業日		

- (1) 3学期制
- (2) 月～金まで 基本6時間授業
1時間の授業時間は50分、休憩時間は10分
- (3) 登校時刻は8：15
下校時刻は、時期により以下のとおり

	完全下校時刻
4月～麗華祭（10月下旬）	17：30
麗華祭～Ⅲ期テスト（2月上旬）	17：00
Ⅲ期テスト～3月末	17：30

(4) 校時表

生徒登校完了	8：15	()は時間
朝読書	8：15～8：25	(10)
朝学活	8：25～8：32	(7)
1限	8：40～9：30	(50)
2限	9：40～10：30	(50)
3限	10：40～11：30	(50)
4限	11：40～12：30	(50)
清掃・給食準備	12：30～12：45	(15)
昼食	12：45～13：05	(20)
昼休み	13：05～13：35	(30)
5限	13：35～14：25	(50)
6限	14：35～15：25	(50)
終学活	15：35～15：55	(20)

(5) 週当たりの授業時数

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語	道徳	学活	総合	その他※	合計
1年生	4	3	4	3	1.3	1.3	3	1	1	4	1	1	1.4	1	30
2年生	4	3	3	4	1	1	3	1	1	4	1	1	2	1	30
3年生	3	4	4	4	1	1	3	0.5	0.5	4	1	1	2	1	30

※「その他」は、学校行事等に充てる時間です。

3 学習

(1) 定期テスト・単元テスト・ベース学習について

- ・学期に1回の年3回、定期テストを行います。
- ・定期テストのない月に年に5回、内容のまとめりごとの単元テストを行います。
- ・中学生として必要な毎日の家庭学習を「ベース学習」として取り組みます。
- ・「ベース学習」の内容は、授業の予習・復習・定期テストや単元テストでの解き直しです。

授業→ベース学習→単元テスト（これを繰り返す）→定期テストの流れで学習を進めていきます。

(2) 定期テスト前補充学習・自学教室について

- ・定期テスト前には5教科で補充学習を行っています。
- ・自主学習ができるよう、教室を開放しています。

(3) 家庭学習の目安時間

- ・1年生・・・通年 60～90分
- ・2年生・・・4～10月：60～90分 11～3月：90～120分
- ・3年生・・・4～7月：90～120分 夏休み：240分以上 9月～卒業：120～180分

(4) 手帳を活用したプランニングタイムの設定

- ・終学活中の10分間を「ベースタイム」とし、手帳を記入するプランニングタイムを設定しています。
- ・「ベースタイム」では、毎日の生活の記録、学習計画と実行した時間、連絡事項等を記入します。
- ・自分の時間の使い方を見直し、振り返りができるように、御家庭でも声かけをお願いします。

(5) 学習意欲を高めるための検定（漢字、数学、英語）への挑戦

- ・年に1回は、いずれかの検定に挑戦するよう、声かけをお願いします。
- ・特に、英語検定は中学校卒業までに3級を取得することを目標としています。

(6) 学力向上のための適正な睡眠時間（8時間）と心の安定

- ・午後11時までには、寝床につくようお声がけください。
- ・お子さんの話を、顔を見て聴いてくださるようお願いします。
- ・就寝時刻、起床時刻、学習開始時刻の3つの時刻の固定が重要です。時刻を話し合って決め、守るようお声がけください。

4 部活動

(1) 希望加入制です。できるだけ自分の興味・関心に応じて積極的に部活動に参加してください。3年間継続することを原則としています。

(2) 部活動は以下の通りです。

- ①バスケットボール(男女) ②バレーボール(女) ③バドミントン(男女)
- ④卓球(男女) ⑤ソフトテニス(男女) ⑥陸上競技(男女) ⑦サッカー(男女)
- ⑧吹奏楽(男女) ⑨文化(男女)

※ 部活動地域移行に伴い、バドミントン男子、卓球女子、サッカー女子の募集が増えました。

※ その他、特設部活動として、駅伝部と総おどり部が期間限定（夏～秋季）で、男子バスケットボール（レッドホークス）とソフトテニス（エイムハイ）は、部活動と地域移行の両面を融合し活動しています。

社会体育として、剣道（一好会）、野球（野球塾）、柔道（村上市柔道教室）が活動しています。

- (3) 原則、毎週水曜日と土日のどちらか1日は部活動を行わない日としています。また、定期テストの1週間前から部活動休止日となります。
- (4) 学校の部活動以外に、保護者で運営する保護者会活動を行っている部があります。練習時間は、平日は部活動と保護者会を含め2時間、休日は3時間までが原則です。また、部活動の外部指導者が指導を行っている部もあります。
- (5) 入学後、詳しく生徒向けに「部活動ガイダンス」を行い、見学・体験入部・仮入部期間を経て、4月下旬頃、正式入部となります。
- (6) P T A総会終了後、部活動ごとに保護者総会を開催する予定です。
- (7) 校内での部活動時の服装は、学校の体操着または部でそろえたユニフォームや練習着等に限ります。

5 学校生活について

(1) 登下校について

① 自転車通学について

ア 許可地区は以下の通りです。（原則、学校から1.5km以上）

瀬波温泉、浜新田、三面、松山、村上、松波町、瀬波浜町、瀬波新田町、羽黒町1～6番、瀬波中町・瀬波横町

イ 自転車に学校指定のステッカーを付け、駐輪場に停める際は必ず施錠します。

ウ 通学時は必ずヘルメットを着用します。ヘルメットは、村上市教育委員会で選定したものが支給されます。なお、支給されたヘルメットを破損、紛失した場合は、各御家庭で購入します。

エ 冬季は自転車通学を禁止します。

② スクールバス通学について（時刻表は別紙1）

ア 上海府地区と大平、滝の前、羽下ヶ渕、下渡の生徒は、通年スクールバスでの登下校となります。

イ 瀬波温泉、松山、三面、浜新田（学校から3km以上）の生徒は、11月中旬か3学期終了までの期間、スクールバスでの登下校となります。

③ その他

自家用車で送迎の場合、校門前の道路は狭いので、校地内に乗り入れて乗降してください。生徒玄関前のロータリーは時計回りで利用してください。また、周辺の道路や商業施設の駐車場への無断駐車はしないでください。

(2) 学校からの連絡（学校連絡網システム）について

学校連絡網システム『tetoru』を用いて、全体連絡のほか、緊急時の連絡や部活、学年の連絡などを学校から配信します。4月8日のオリエンテーションにて配布しますID記載の説明文書をご確認のうえ、迅速に、そして必ずご登録をお願いします。

(3) 欠席、遅刻、早退等の御家庭からの連絡について

① 欠席、遅刻、早退等をする場合は、朝8:00までに「tetoru」もしくは電話にて保護者から学校に連絡をしてください。

② 市教育委員会の指示により平日18:00以降は、緊急の場合、村上市教育委員会の電話窓口72-6882に御連絡ください。

(4) 身だしなみについて

① 制服：通年

ア 指定の制服を着用します。スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイは各自選択できます。

- イ 校内においては、左胸に名札を付けます。
- ウ スラックス着用の際は、黒または茶系の華美でないベルトを使用します。
- エ スカート丈は、膝が隠れる程度の長さとしします。
- オ 肌着は、首回りなどが制服から出ず、単色で無彩色（白・黒・灰色）や淡色（ベージュ等）のものを着用します。

②制服：冬服

- ア 上衣については、白無地のワイシャツかブラウス、開襟シャツの上に指定ジャケットを着用することを正装とします。
- イ ベストやセーター、カーディガンを着用する場合は、単色で無彩色（白・黒・灰色）や淡色（ベージュ等）のものとし、制服の袖や裾から出ないようにします。また、学校指定のものに限り、上にジャケットを着用しなくてもよい。
- ウ タイツやストッキングを着用する場合、単色で無彩色（黒・灰色）や淡色（ベージュ等）のものとしします。

③制服：夏服

- ア 上衣は白無地のワイシャツかブラウス、開襟シャツを着用し、ネクタイやリボンをつけることを正装とします。
- イ シャツやブラウスの裾はズボンやスカートの中に入れます。
- ウ 靴下は単色で無彩色（白・黒・灰色）や淡色（ベージュ等）のワンポイントもしくは無地のものとしします。

④体操着

- ア 学校指定のもので、本人の名前が入ったものを着用します。
- イ 卒業生や兄弟のものを使用する場合は、刺繍されている氏名を必ず変更してください。（内山スポーツ店では 280 円で名入れが可能です。必ず刺繍をほどいて持参してください。）

⑤頭髪

- ア 清潔感があり、学習や運動の妨げにならない髪型とします。
- イ パーマや脱色、染色等は禁止とします。（ストレートパーマや黒への染色は除く。）
- ウ 髪が長い場合は、学校生活に支障が出ないように束ねるなどの対応をします。
- エ 化粧や整髪剤等の使用は禁止します。

(5) かばん、靴、持ち物について

- ①通学かばんの指定はありません。各自で適切なものを使用します。
- ②屋内用・屋外用の運動靴は、学校指定のものを使用します。（体育の授業での使用を踏まえ、安全で運動に適した靴を指定しています。）
- ③学習に必要なものは不要物とし、持ち込みを禁止しています。携帯電話についても持ち込みを原則禁止しています。（持参しなければならない事情がある場合、届け出用紙の記入が必要になりますので、担任に御相談ください。）

(6) 校内での病気やけがについて

- ①学校生活において具合が悪くなった場合は応急処置をし、保健室で1時間程度経過を見ます。回復が見込めないときは保護者に連絡を取り、迎えをお願いします。
- ②頭部や眼部（首から上）のけがや骨折や脱臼が疑われる場合など、緊急を要するけがや病気の場合は、応急処置をした上で学校職員引率のもと医療機関に受診します。同時に御家庭に連絡しますので、保険証等を持参し受診する医療機関にお越しください。
- ③学校管理下の事故で受診し、医療費が5,000円以上かかった場合は日本スポーツ振興センターから総医療費の4割が給付されます。掛金は市が全額負担します。ただし、喧嘩によるけがの場合等、事故ではない場合、日本スポーツ振興センターによる給付は適用されず、当事者負担となります。

(7) いじめへの対応について

- ①道徳等でいじめについて考える授業を行い、いじめの未然防止に努めます。
- ②定期的に生徒へのアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めます。

- ③学期に1度、学年職員との教育相談を実施し、悩みや困りごとについての相談を受けます。また相談期間以外でも、随時相談を受け付けます。
- ④年1回、小学校6年生と中学生で、いじめについて考える集会を行います。
- ⑤週1回程度スクールカウンセラーが来校し、悩みについての相談を受け付けます。
- ⑥いじめの訴えがあった場合は、直ちに管理職を含むいじめ対策組織で協議し対応します。

6 学校預り金

(1) 年額の内訳について（令和5年度1年生の集金額）

	金 額	備 考
給食費	64,749円	339円×191回分
教材費等	22,711円	ワーク、ドリル、実習教材等
生徒会費	2,200円	
P T A会費	3,000円	
合 計	92,660円	

月別納入額例

5月～10月（8月も納入）	11月～1月	2月（調整額）
10,620円	7,020円	7,880円

(2) 納入について

毎月5日に登録した預金口座（市内の村上信用金庫・第四北越銀行・大光銀行・労働金庫・にいがた岩船農協（2024年3月1日よりJA北新潟）より引落としとなります。5日に引落としができなかった場合、**15日に再度引落とし**を行います。それでも引落としできなかった場合、原則口座振込で納入していただきます。その際の振込手数料は保護者負担となります。

引落とし1回につき手数料がかかります。第四北越銀行、大光銀行、にいがた岩船農協は55円、村上信用金庫は44円、新潟県労働金庫は33円となります。（兄弟姉妹で同一口座から引き落とす場合、手数料は1口座分となりますので、同じ口座でご登録ください。）

(3) 修学旅行について

- ① 修学旅行は3年生の4月に予定しています。生徒及び保護者の皆様の意見を集めながら学年部職員を中心に検討し、1年生の秋までに方面や旅行の取扱業者を決定します。業者選定に当たっては、候補となる業者による説明会（選定委員会）に保護者代表（P T A 1学年部員）からもご参加いただきます。

② 旅行費積立について

業者決定後、旅行社との直接契約により、口座引落としで業者へ直接納入します。

（参考）現1年生の場合（関東方面：75,000円）

<毎月払いコース> 1年生の3月より毎月約5,800円×13回（最終月は-400円）

<一括払いコース> 2年生の3月 75,000円

(4) 卒業アルバムについて

- ① 入学式の写真撮影の関係から、業者選定は、この入学説明会後に行います。
- ② 代金については、直接業者に支払うことになります。

（参考）現1年生の場合

卒業式の写真を撮影し、その年の6月頃各家庭に送られます。支払いは、同封の振込用紙で振り込みます。見積り価格は送料込みで15,000円でした。

7 入学までの予定

(1) 新入生オリエンテーション

- ① 日時 令和6年4月8日(月) 13:30～15:30
- ② 内容
- ・クラス編制発表(生徒玄関)
 - ・宿題、提出物の回収
 - ・教科書等の配付
 - ・入学式の練習
 - ・校歌の練習
- ③ 服装 制服
- ④ 持ち物 上履き、筆記用具、下の提出書類が入った茶色い封筒、大きめのカバン

生徒個票 保健調査票(緑色・白色のもの)
 災害共済給付制度の加入同意書 宿題
 自転車通学誓約書 ※該当者のみ

- ⑤ その他
- ・上海府方面の登下校バスは、4/8から運行します。(別紙参照)
 - ・自転車通学許可地域のお子さんは、4/8の自転車通学はまだできません。
- ※オリエンテーション後、自転車通学者説明会を行い、書類の確認や安全指導、ステッカーとヘルメットを配付します。翌日から可能です。

(2) 入学式

- ① 期日 令和6年4月9日(火)
- ② 会場 本校 第1体育館
- ③ 日程
- | | |
|------------|----------------------------|
| 新入生登校 | 13:00～13:20 |
| 保護者受付 | 13:00～13:45 |
| 入学式 | 14:00～14:50 |
| 終学活 | 15:00～15:20 (終了後生徒は下校) |
| P T A 入会式 | 15:10～15:30 |
| 1 学年 P T A | 15:40～16:20 ※3年間分の役員を決めます。 |
- ④ その他
- ・上履きを各自御持参ください。
 - ・上海府方面の登下校バスは運行します。(別紙参照)

8 入学準備について

(1) 入学準備物品一覧

物品名	内容等	購入時期 受け渡し 等
ノート		各自で購入(主要5教科分) ・英語の4線ノート1冊 ・他4教科は大学ノート
制服	学校指定の制服 スラックスまたはスカート ネクタイまたはリボン	個々に取扱店から購入
体操着	学校指定の体操着 (校章・ネーム入り)	個々に取扱店から購入

通学かばん	学校指定なし	各自で適切な物を購入 ＜推奨するもの＞ ・背負いタイプで大容量のもの ・背中にフィットするもの ・タブレットを安全に持ち歩けるもの ・高さ 45cm 程度まで横幅 40cm 程度のもの（教室のロッカーが高さ 43cm、奥行 35cm となっています）
屋内履き運動靴 屋外履き運動靴	本校指定の運動靴 (令和 6 年度入学生は赤色)	個々に取扱店から購入 ・屋内履きは「ミズノ」3,900 円 ・屋外履きは 3,850 円
名札	校章の入ったもの (クリップ、安全ピン付)	中学校で注文し、3 月中旬頃に小学校を通じて配付 入学後の追加購入は、各自取扱店へ (1 枚 550 円)

(2) 取扱店一覧

物 品	取 扱 店
制 服	一貫屋（大町）、近藤呉服店（大町）
体操着	やまだや（小国町・村上プラザ） 一貫屋（大町） 近藤呉服店（大町） 内山スポーツ店（田端町）
屋内履き運動靴 屋外履き運動靴	内山スポーツ店（田端町）
名 札	志田善七商店（片町）

(3) その他

- ① 学級編成に際し、心配事や特別な配慮が必要な方（従妹関係など）は、2 月 26 日（月）までに小学校担任又は中学校（教頭または教務）までお知らせください。
- ② 中学校からの春休み課題は、3 月中旬頃に小学校を通じて配付します。自己肯定感向上のため、お子様がやり遂げて提出できるよう、御家庭からも声かけ等、御協力をお願いします。

9 PTA活動について

- (1) 令和 2 年度から専門部を廃止し、学年部のみの活動となっております。
- (2) 学年部の役員は 6 名予定です。入学式終了後、「PTA 入会式」及び「学年 PTA」を開催し、1 年時・2 年時・3 年時の 3 年間分の役員（6 名×3 年間＝計 18 名）を決める予定です。御協力お願いいたします。

学校いじめ防止基本方針

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第13条により、村上市立村上第一中学校の生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめを見逃さない、いじめが起きにくい学校づくり」を目的に策定するものである。

令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が改定されたことに伴い、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定された。この改定は、SNS等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」と規定し、「いじめ」と同様に扱うこととしている。村上市基本方針も、改定（前回改定令和元年11月）から3年の経過を目途に見直しを検討することとされ、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」の施行、「新潟県いじめ防止基本方針」改定を受け、当校基本方針の見直しを行った。策定（見直し）したいじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に、児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

II いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) いじめの防止

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。いじめに対しては、生徒・学校・家庭・地域一丸となって「いじめは決して許されない」との認識に立ち、毅然と対応する。また、仲間はずれ・無視・陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わり被害も加害も経験するなど、いじめはどの生徒にも、どの学級にも起こりうるものとの意識をもち、その背景の改善、いじめを発生させない取組を推進する。

また、SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱うこととする。加えて、SNS等、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合等を「いじめ類似行為」としていじめと同等に取り扱う。

(2) いじめの早期発見

教職員のアンテナを高くし、「いつものことだから」で済ますことなく、生徒の些細な変化に気付く力を高め、積極的にいじめを認知する。全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて十分に理解し学校生活を見守る。

外見的に遊びやけんか、ふざけ合いのように見える場合であっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周囲の状況等を客観的に確認する。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において判断する。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに教職員が連携し、いじめを受けたとされる生徒やいじめの疑いを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的に対応する。いじめの認知を市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

いじめの内容によっては、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、学校運営協議会やPTAと協議する。その際は、解決に向けた取組として、ねらいや内容を明確にし、個人情報やプライバシーの問題も踏まえ慎重に対応する。

特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。

(5) 関係機関との連携

教育委員会からの指導の他、必要に応じて警察・児童相談所・医療機関・法務局等と適切に連携し、対応する。市の「いじめ問題対策担当窓口」を紹介し、県や県教育委員会と連携を図るなど、いじめ防止等に向けて取り組む。

- いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を適切かつ迅速に教育委員会に報告し、いじめを防止するための必要な指示を受け対応する。
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。
- 児童生徒が安全で安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

- いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図るとともに、いじめ防止に生徒が自主的に取り組む生徒会活動に対する支援を行う。
- いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な取組として、ほっとコミュニケーション（いじめ見逃しゼロスクール）集会等を実施する。

(1) いじめ防止の対策のための組織

① いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、外部専門家（必要に応じて、児童相談所やスクール・ソーシャル・ワーカー（SSW）、民生委員児童委員、家庭相談員等）

<役割・活動>

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実効・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や通報、児童生徒の問題行動等に係る情報があった時には、法第23条第2項に基づき、緊急会議を開催し、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。
また、集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で情報の集約と共有化を図る。記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。
- エ いじめを認知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

<開催>

学期1回の開催といじめ事案発生時に緊急開催とする。

② 生徒指導部会

<構成員>

教頭、生徒指導主事、学年主任（生徒指導担当）、不登校担当、特別支援 Co

<役割・活動>

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ 「いじめ」を含む生徒に関する情報交換
- ウ 生徒指導に関わる事案の対応策の検討

<開催>

週1回を定例会とし、必要に応じて緊急開催とする。

(2) いじめ防止のための取組

- ① いじめは、どの児童生徒にも起こりうる事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。未然防止の基本は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 特別な配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を継続的に行う。
- ③ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめ問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。さらに児童生徒を集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学級・学校風土づくりに取り組む。
- ④ 教職員の言動が児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) いじめの早期発見のための取組

① いじめ調査等の実施

いじめの疑いを早期に発見するために、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 生徒対象いじめアンケート 年9回

- ・心のアンケート（毎月）
- ・いじめアンケート（年2回：6、11月）

イ 保護者対象いじめアンケート 年2回（6月、11月）

ウ 学級生活調査（Q-U調査） 年1回（6月）

エ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回（5月、11月、1月）

※アンケート、聞き取り調査の記録については卒業するまでは保存する。

ただし重大事態の場合は別に定める。

② いじめ調査の取り扱い

生徒対象いじめアンケートについては、以下の通り調査を進め、その結果が速やかに全校で共有できるようにする。

実施（Google フォーム） → いじめ対策委員会で確認 → 生徒指導主事が学年主任へ聞き取り依頼 → 学年部で生徒へ聞き取り → 生徒指導主事に集約（ここまで即日）
→ いじめ対策委員会で対応策の指示 → 学年部で対応（保護者と連携）
→ 生徒指導主事に報告 → 管理職に報告

③ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめの疑いに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

ア スクールカウンセラーの活用

イ 保健室における養護教諭の相談活動

ウ 学級担任による教育相談の実施

エ 期末保護者懇談会やPTA学年・学級懇談会の実施

④ 職員間の情報共有

放課後の主任打合せ、生徒情報交換用紙、総務会や職員会議での情報交換等を通じて生徒に関する情報を常に共有する。

⑤ いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止・いじめ疑いに関する職員の資質向上を図る。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめ及び疑いに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

① 技術や学活等で情報リテラシー・モラルに関する授業を実施する。

② 警察や携帯電話会社等から招聘した講師による授業を実施する。

③ 新入生保護者説明会でネットモラル等講演を実施する。

④ いじめ防止対策基本方針を学校HPに載せ、周知徹底を図る。

(5) いじめ（疑わしい事案も含む）に対する措置

- ① いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守りとおすとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ② 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害生徒の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ③ いじめの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ④ いじめが児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合や、暴行や傷害等、犯罪行為にあたると思われる場合は、直ちに警察に通報し、被害児童生徒を守る。
- ⑤ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされて、「学校いじめ防止対策委員会」において判断する。いじめ類似行為にあつては、以下の「ア」により解消を判断する。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童生徒に対する心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、「学校いじめ対策委員会」がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
 - イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童生徒と保護者との面談等で確認し、認められること。
- ⑥ いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

(6) 重大事態への対処

- ① 「いじめ防止対策推進法」第28条第1項には、次のように規定されている。
 - ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安)

② 重大事態の定義

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合
(村上市いじめ防止基本方針より)

② 重大事態の対処

- ア 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に直ちに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 個別の重大事態の調査に係る記録については、少なくとも卒業後5年間とする。

(7) 取組の評価

いじめを隠蔽せず、いじめ及び疑いの事態把握及びそれらに対する措置を適切に行うため次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見のための取組に関すること
- ③ いじめへの対応に関すること

平成 26 年 4 月 1 日 施行

平成 30 年	4 月	1 日	一部改正
令和 2 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 3 年	11 月	17 日	一部改正
令和 5 年	2 月	1 日	一部改正